

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）定款第21条に基づき、役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規程において「役員」とは代表理事（会長）、理事（副会長）、理事及び監事をいう。

(理事の区分)

第3条 理事を次のとおり区分する。

- (1) 地区連絡会の会員として、地区リーダーとして活動している会員
- (2) 介護保険関連団体の推薦を受けた会員
- (3) 当協会理事会の推薦を受けた会員

(監事の区分及び定数)

第4条 監事を次のとおり区分する。

- (1) 正会員・特別会員 監事 1人
- (2) 外部監事 1人

2 前項第2号に規定する外部監事とは、定款第11条に定める本会の正会員・特別会員でない監事をいう。

(候補者選出方法)

第5条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 地区連絡会の会員として活動している当協会の会員（地区介護支援専門員連絡会等からの推薦を含む）を各ブロックから役員候補者として選出する。
- (2) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム連絡会、小規模多機能型連絡会、沖縄県地域包括在宅介護支援センター協議会等の介護保険関連団体から役員候補者を選出する。
- (3) 当協会理事会から役員候補者を推薦選出する。

(ブロック構成)

第6条 この規程においてブロックの構成は、以下の5ブロックとし、下記の地区介護支援専門員連絡会を各ブロックに位置付ける。

<北部ブロック> 若干名

名護市、本部町、今帰仁村、伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、東村、国頭村、恩納村、宜野座村、金武町、

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="radio"/> やんばる北介護支援専門員連絡会 | <input type="radio"/> 本部町介護支援専門員連絡会 |
| <input type="radio"/> 今帰仁村介護支援専門員連絡会 | <input type="radio"/> 名護市介護支援専門員連絡会 |
| <input type="radio"/> 山原南ケアマネジャー連絡会 | |

<中部ブロック> 若干名

うるま市、沖縄市、中城村、北中城村、北谷町、嘉手納町、読谷村、宜野湾市

- | | |
|----------------------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="radio"/> うるま市介護支援専門員連絡会 | <input type="radio"/> 沖縄市介護支援専門員連絡協議会 |
| <input type="radio"/> 中城村・北中城村ケアマネ連絡会 | <input type="radio"/> 宜野湾市居宅介護支援事業所連絡会 |
| <input type="radio"/> 北谷町・嘉手納町・読谷村介護支援専門員連絡会 | |

<南部ブロック> 若干名

浦添市、那覇市、西原町、与那原町、南城市、南風原町、豊見城市、八重瀬町、糸満市、北大東村、南大東村、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 浦添市介護支援専門員連絡会 | <input type="radio"/> 西原町介護支援専門員連絡会 |
| <input type="radio"/> 那覇市介護支援専門員連絡会 | <input type="radio"/> 豊見城市介護支援専門員連絡会 |

- 南城市介護支援専門員連絡会
 - 八重瀬町介護支援専門員連絡会
 - 南風原町居宅介護支援専門員連絡会
 - 糸満市介護支援専門員連絡会
- <宮古ブロック> 若干名
宮古島市、多良間村
- 宮古地区ケアマネジャー連絡会
- <八重山ブロック> 若干名
石垣市、竹富町、与那国町
- 八重山地区介護支援専門員連絡協議会

(役員選出および選任方法)

第7条 理事会において、当規程に準じて選出された役員候補者について協議、承認の上で役員を総会において選任する。

(欠員)

第8条 役員に欠員が生じた場合には、欠員が生じた後の理事会において、欠員に対する措置を決定するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は平成22年3月23日から施行する。